

次期児童虐待防止アクションプラン(素案)について

1 計画策定の趣旨

児童虐待の防止を目的とし、県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を的確に実施するため、**県独自の行動計画として策定**するもの。

2 計画の期間

令和8年度～令和12年度（5か年）

3 計画の性格・位置づけ

児童福祉法及び児童虐待防止法の理念を踏まえた行動計画のひとつとして、
「いわてこどもプラン（2025～2029）」の部門別計画としている。

いわてこどもプラン（2025～2029）

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画
(2025～2029)

岩手県社会的養育推進計画
(2020～2029)

児童虐待防止アクションプラン
(2026～2030)

4 見直しの主なポイント

- 令和4年児童福祉法改正、令和6年子ども・若者育成推進法改正、令和7年児童福祉法改正内容をプランに反映。
- 当事者や子どもの意見をプランに反映。（県こどもモニター事業活用など）**

なお、プランの策定にあたっては、いわてこどもプラン、岩手県社会的養育推進計画、その他各種計画等との整合を図っているもの。

次期児童虐待防止アクションプラン(素案)について

プランの構成(朱書きは変更箇所)

- I はじめに・・・策定の趣旨、基本理念、**目指す姿**、計画期間、**対象者** 等
- II 児童福祉法改正等の動向・・・**令和4年児童福祉法改正、令和6年子ども・若者育成推進法改正、令和7年児童福祉法改正**
- III 本県における児童虐待等の現状・・・児童虐待相談等の動向についての分析
- IV 前アクションプランの取組実績・・・現計画の総括的な評価
- V アクションプランの取組内容・・・4つの柱
- VI アクションプランの取組主体

本プランの目指す姿

いわてのこどもたちが虐待で命を失ったり、傷つくことのない社会を目指します。
親もこどもも支えられ、こどもたちのSOSを受け止めることができる環境をつくります。
こどもの権利が大切にされる岩手県を目指します。

本プランの対象者について

- ・児童福祉法の対象である**18歳未満のこども**※1（措置延長等18歳以降も継続して支援が必要な者も含む）
- ・**その保護者**（「特定妊婦※2」等妊娠中の女性を含む。）

※1 プラン中の表記は法律上「子ども」「児童」と記載されているもの以外は「こども」と表記。

※2 出産後の養育について、出産前において特に支援を行うことが必要と認められる妊婦。

4つの柱	主要項目
1 虐待の発生を予防する	(1) 周知と啓発等 (2) 母子保健と児童福祉とが一体となった支援活動の充実 (3) 子育て家庭への支援の充実
2 虐待を早期に発見する	(1) 地域における早期発見、見守り体制の充実 (2) 学校、医療機関、施設等における早期発見
3 虐待の相談機能と対応を充実する	(1) 機関連携及び体制整備 (2) 市町村の相談機能と対応の充実 (3) 児童相談所の相談機能と対応の充実 (4) 広域振興局の地域支援・DV相談対応の充実 (5) 社会的養育の充実
4 虐待の再発防止と 自立支援	(1) 親子分離後の家族支援 (2) 里親委託・施設入所措置解除後のアフターケアなどの充実 (3) 親子再統合支援・自立支援に係る体制強化

次期児童虐待防止アクションプラン(素案)について

4つの柱ごとの主な取組内容

1 虐待の発生を予防する

- 市町村こども家庭センター等による妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う体制の整備が必要。
- 本来大人が担うような家事や家族介護等を過度に行っているヤングケアラーの実態把握が必要。
- 被災したこどもへの支援経験を踏まえ、逆境的な経験を持つこどもや保護者へのトラウマ体験に配慮したケアが必要。

新たに盛り込む内容

こども家庭センターの設置 (R4児童福祉法改正)、ヤングケアラーの実態把握 (R6子ども・若者育成推進法改正)、様々な困難を抱える女性への支援との連携

2 虐待を早期に発見する

- ライフライン事業者等民間団体との情報共有により、支援が必要な児童や家庭の早期発見が必要。
- ヤングケアラー相談窓口や、予期せぬ妊娠等困難を抱える女性の相談窓口との情報交換と連携促進を図ることが必要。

新たに盛り込む内容

ヤングケアラーや予期せぬ妊娠等困難を抱える女性の相談窓口との連携

3 虐待の相談機能と対応を充実する

- 虐待相談対応や困難なケースへの支援に対応するため、市町村や児童相談所の体制強化と職員の専門性向上が必要
- 女性相談支援センター等困難な問題を抱える女性の支援機関との連携が必要。
- 社会的養護に関わる支援者の資質向上と、こどもの権利擁護の取組の充実が必要。

新たに盛り込む内容

こどもの権利擁護の取組 (R4児童福祉法改正)、里親支援センターの取組 (R4児童福祉法改正)

4 虐待の再発防止と自立支援

- 虐待の課題に直面している家庭の親子関係の修復や再統合の支援に継続して取り組むことが必要。
- 要保護児童対策地域協議会を中心とし、施設入所や里親委託中も地域との関わりが途切ることのない支援が必要。
- 社会的養護自立支援拠点支援事業や里親支援センターにおけるこどもの自立支援を支える取組が必要。

新たに盛り込む内容

社会的養護自立支援拠点事業や里親支援センターによる自立支援 (R4児童福祉法改正)